

2024-2025 年度 学校用務員部会運動方針

1. 取り巻く情勢変化に伴う課題について

2020 年から感染拡大した新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活様式を著しく変化させ、その影響は学校生活においても一斉休校など、大きな影響を与えました。2023 年 5 月から、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の位置づけが 5 類へと移行したことにより、徐々にコロナ禍以前の社会生活に戻りつつあります。

一方、学校現場を取り巻く状況は、全国の公立小中学校施設では建築 25 年以上経過した建物の面積が全体の約 8 割になるなど、施設の老朽化に伴う安全面が十分に確保できず、また、防災拠点の観点からも大きな不安を抱えています。

そのような状況のもとで、児童生徒等が安全で楽しく学べる環境をつくり上げていくため、学校施設の維持・修繕をはじめとする、多くの業務を担う学校用務員が果たす役割は極めて重要です。あわせて、外国籍や宗教をはじめ、生徒児童等の多様化により、施設の保全のみならず、教育体制の一翼を担うことが求められています。

これまで以上に、各自治体や各学校に求められるニーズが多様化・複雑化する状況において、現場からの取り組みの実践が重要である。こうした情勢の変化や定年引き上げに伴う課題をはじめ、人員配置や労働安全衛生の確立など、あらゆる課題の解決にむけ、取り組みを進めます。

2. 学校の安全対策に関する取り組み

学校管理下で発生する事故や犯罪については減少傾向であるものの、未だに多くの事件や事故が発生し、児童生徒等の安全が十分に確保されているとは言い難い状況です。改めて、事故や犯罪を未然に防ぐ対策は喫緊かつ重要な課題となることから、各現場実態に応じた対策を講じることが求められます。学校施設を熟知している学校用務員が持つ技術・技能・経験を活用し、学校を児童生徒等にとって安全で安心して生活できる場とするため、教職員・保護者・地域と連携しながら学校安全計画の策定・実施に積極的に参画します。

<中央本部>

- ・学校保健安全法 27 条を踏まえた学校施設・設備の安全点検等における先進的な単組事例について情報発信していきます。
- ・全ての児童生徒等が安心して学校に登校できる環境づくりにむけ、全国の実態について情報共有し、課題解決にむけ、国会・省庁対策に取り組みます。
- ・学校用務員が学校安全対策に従事する者として位置づけられるよう省庁・国会対策を進めます。

< 県本部・単組 >

- ・学校職員の一員として、日頃より安全・衛生管理を行っている学校用務員が、事故の要因や危険の早期発見、不審者対応などを率先し、他の職員や地域との連携をはかります。
- ・外国人の児童生徒等が理解しやすい表示などの設置にむけ取り組みます。
- ・全ての児童生徒等が安全で安心な登校にむけ、点字ブロックの設置など現場実態に応じた取り組みを進めます。

3. 配置基準の策定と直営堅持の取り組み

学校教育法第 37 条で「小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員を置かなくてはならない」と明記されているが故に、学校用務員は置くことのできる職員として各自治体の判断で配置され、配置されていない自治体も存在しているのが実態です。

児童や生徒に携わり、施設・環境整備を担っている学校用務員の未配置校が増えている中、教育基本法の大原則である教育の機会均等の原則を踏まえ国ならびに設置者である自治体の責任において最低限の配置基準策定を求めていかなければなりません。また、学校用務員の委託については、現場での迅速な対応が困難であり、また偽装請負となる恐れもあることから、自治体で雇用される職員配置を基本に取り組みを進めていくことが重要です。

< 中央本部 >

- ・学校教育法第 37 条で「小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員を置かなくてはならない」とあるが、ここに「学校用務員」を明記するよう省庁・国会に対し働きかけます。
- ・学校用務員の必要性について議論し、単組交渉で資する情報を発信します
- ・トップランナー方式による算定基準の検証・分析し、必要な人員配置にむけ、省庁・国会対策を取り組みます。
- ・包括的業務委託における偽装請負等の恐れがあることから、教職員の関係団体と連携し、各省庁対策に取り組みます。

< 県本部・単組 >

- ・技術や技能の継承などを踏まえ、必要な人員確保にむけ取り組みます
- ・包括的業務委託における偽装請負等が見受けられる際は、当局に違法性を質し、法令遵守にむけ取り組みます
- ・学校用務員の業務内容が地域住民からの支持・理解されるよう、住民アピール行動の取り組みを強化します
- ・同じ職場で働く会計年度任用職員の処遇改善・組織化にむけ取り組みます

4. 防災拠点としての学校と用務員の役割の発揮の取り組み

近年、気候変動等の影響により、大地震のみならず、台風や集中豪雨等の発生な

ど、自然災害が多様化・頻発化・激甚化しており、学校施設では、災害発生時における避難所としての防災機能の強化がこれまで以上に求められています。

災害時の避難所に必要とされるものは、施設などのハード面のみならず、運用していく人員などソフト面の充実も必要不可欠です。私たちは、保護者だけでなく地域ボランティア等と日頃から連携し、学校用務員が自治体職員として避難者の救護活動や避難所と行政とのパイプ役になるなど、その中心的役割を担うことが可能です。業務継続計画の充実をはじめ、災害時における学校用務員の役割の明確化など、平時から危機管理マニュアルを把握し、防災に関する施設や設備の日常的な点検を行うことが重要です。あわせて、災害時に備えた、横断的な組織の連携強化も必要です。

<中央本部>

- ・部会を通じて学校用務員を災害対応職員に位置づける必要性について議論し、情報発信します。
- ・学校用務員を災害対応職員と位置づけと研修の実施にむけ、省庁・国会対策を進めます。

<県本部・単組>

- ・学校の構造体・非構造部材の日常点検の実施にむけ、取り組みます。
- ・各自治体による学校防災組織への学校用務員の位置づけの明確化と、救急救命法や消火機器ならびに、防災備蓄物の取り扱いについての研修受講にむけ取り組みます。
- ・学校を熟知した学校用務員の視点を生かした、防災倉庫設備の充実にむけ取り組みます。
- ・学校避難所開設では、避難所運営の担当を担うべく行政の一員としての役割の明確化にむけ、取り組みます。

5. 活性化から職の確立、「新たな技能職」をめざすための政策実現に向けた取り組み

学校用務員は、既に失効した「単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員の範囲を定める政令」において、「小使」として職業差別としての歴史があります。そうした状況においても、児童生徒等の視点に立ち、学校現場の安全・安心を支えるため、取り組みを実践してきた経験をもとに、現在では、「総合・生涯学習」や地域との連携など新たな業務を自らの提案のもと取り組みを進めています。

今後は「持続可能な開発目標」(SDGs)の取り組みが広がりつつある中、特に目標の1つである「誰一人取り残さない教育」をめざした取り組みの強化が必要です。児童生徒等をはじめ、教職員師や地域住民、保護者と接する中なかにおいて、日常の業務を見つめなおし、さらにSDGsの、実現にむけ学校用務員に求められる業務を考察し、「新たな技能職」を確立していかなければなりません。

<中央本部>

- ・活性化から職の確立、「新たな技能職」の取り組み事例を発信します。
- ・「新たな技能職」の確立にむけ集会等での職務の拡大や共同作業の必要性について発信します。

<県本部・単組>

- ・地域住民・保護者と学校、さらに自治体をつなぐ役割を果たすため、市民協働の実現にむけ取り組みます。
- ・職務研修につながる共同作業、グループ作業の実施・推進にむけ取り組みます。
- ・現場実態に応じた主任制度（リーダー制）の確立にむけ、取り組みます。
- ・学校におけるごみの分別・資源化の推進などに取り組みます。
- ・他職種と連携し、環境学習や食育などに参画します。
- ・学校内の職員会議などや必要に応じて打ち合わせに積極的に参加し、情報共有をはかります。
- ・業務の特徴を活かし、「総合的な学習の時間」に参画します。

6. 労働安全衛生の確立の取り組み

学校用務員の業務は多岐に渡るため、様々な業務を起因とする労働災害が発生し、特に高所作業での脚立や梯子からの転落による死亡事故の発生など重大災害に至っています。また、学校用務員の作業実態として、管理監督者がいないことが多いため、自らの安全を守るため危険予知トレーニング「KYT」と危険予知活動「KYK」の取り組みが重要です。

さらに業務内容によっては「特別教育」を必要とする工具などを取り扱うことがあるものの、未受講の状態で行うケースが見受けられるため、事業者責任のもと、労働安全衛生法で定められている「特別教育」の確実な実施に向むけ取り組みなければなりません。あわせて、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」などが発出された際には、施行時期までに遅滞することなく、必要な教育や対策を講じていく必要があります。また、機材や工具に限らず、学校現場では薬剤やガソリンなどの危険物を扱っており、児童生徒等が誤って触れることのないよう、法律に基づき、適切に保管することが重要です。

学校用務員の安全衛生の確立にむけては、学校用務員自身の安全や災害防止だけでなく、児童生徒等の安全・安心にも直結する課題であることから、下記の取り組みを通じ、現場実態に応じたリスクアセスメントを実施していかなければなりません。

- | |
|---|
| <p>① 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」により、6.75mを超える作業や高さ2m以上で作業床を設けることが困難な場所で作業を行う場合はフルハーネス型の使用が義務付けられたことから、転落事故防止にむけ、法令遵守のも</p> |
|---|

と、「高所作業時の墜落制止用器具の着用」「ヘルメットの正しい着用と選択（飛来落下物用・墜落時保護用）」を行います。

- ②学校の環境整備に伴い、用務員がチェーンソーや刈払機を使用する頻度が高く、他者を巻き込んだ重大事故の恐れもあります。また農薬や除草剤、ガソリンや灯油などを扱う事があるため、児童・生徒の安全確保のためにも労働安全衛生法第59条第3項が定める特別教育受講推進を進めます。
- ③生徒児童等の安全確保やシックスクール、事故防止のため、用務員が日常業務で使用する工具や薬剤等の適正な保管にむけ、作業室や保管庫等設置のための予算確保や補助の拡充を求めます。
- ④学校教育法施行規則第65条では「学校用務員は学校の環境整備その他用務に従事する」と明記されていることを踏まえ、労働安全衛生法上の研修受講が必要な機材を使用することから、公務災害の防止にむけ、学校用務員の安全衛生管理要綱の策定を求めます。

<中央本部>

- ・危険な工具やガソリン・薬剤などの保管については、適切に管理されるよう、自治体への周知や予算措置にむけ、省庁・国会対策を進めます。
- ・すべての現場で特別教育の受講にむけ、自治体への周知徹底、予算確保にむけ、省庁・国会対策を進めます。
- ・安全管理要綱策定にむけ、省庁・国会対策を進めます。
- ・全治1ヵ月以上の重大災害が発生した場合は、「重大事故報告書（自治労書式）」の提出を求め、情報共有をはかり、再発防止にむけ取り組みます。

<県本部・単組>

- ・特別教育の受講にむけ、必要な予算確保に取り組みます。
- ・用務員室や作業室等での工具やガソリン・薬剤などの保管については、適切な保管対策が講じられるよう、取り組みを進めます。
- ・吹き付けアスベストや石綿が含有されている物品や原材料については、完全撤去にむけ、取り組みます。
- ・安全マニュアルの策定・充実にむけ、取り組みます。
- ・安全衛生規則第23条に基づき、月1回以上、安全衛生委員会を開催し、労働災害の撲滅に取り組みます。
- ・全ての現場で36協定の締結にむけ、取り組みます。

7. 定年引上げに対する取り組み

2023年4月より定年引上げが導入され、2年に1歳ずつ定年が引き上がることから、今後は65歳まで誰もが安全で安心して働き続けられる職場環境の構築が必要です。学校用務員職場では、少数での現場対応が多く、また高所での作業など危険を伴う業務も多いため、高齢者でも安全で安心して作業を行うことができる業務

内容が求められます。これまで培ってきた技術・技能・経験を活用した人材育成などの研修の講師や地域との連携役などをはじめ、個人の身体的能力に応じた作業などを担っていくことが求められます。

＜中央本部＞

- ・部会を通じて現場実態を把握するとともに、全国の事例における高齢期の業務内容について発信します。

＜県本部・単組＞

- ・各現場実態、個人に応じた業務を構築します。
- ・労働安全衛生法第 62 条（中高年齢者等についての配慮）を踏まえた職場環境にむけ、労使一体となって取り組みます。

8. 感染症等に対する取り組み

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時に講じてきた対策について、今後の新たな感染症対策として検証・分析していくことが求められます。また災害時における避難所運営は、従来とは異なる運用方法が必要とされ、避難所の受け入れ人数の制限や感染症対策などが必要となります。

そのため、これまでの現場における経験を踏まえ、現場実態に応じた予防対策の策定や備品などの充実など、学校用務員としての知識を活かした意見反映が求められます。

＜中央本部＞

- ・感染防止に関する保護具等の確保と、それに対する予算措置を求めます。
- ・あらゆる感染症に対応するために、地方創生臨時交付金など自治体の裁量で活用のできる予算を講ずるよう求めます。

＜県本部・単組＞

- ・感染防止用品（マスク・アルコール消毒液など）などの確保にむけ、取り組みます。
- ・現場実態に応じた対策を迅速に取れる体制の構築をめざします。